

# 商品概要説明書

## 子育て応援定期積金プラス

(平成30年4月1日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期積金＜定額式＞</li> <li>愛称：子育て応援定期積金プラス</li> </ul>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の条件を満たす個人の方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 16歳未満のお子様の親権者または妊娠されている方、ならびにその配偶者の方</li> <li>② こども共済または住宅ローンを契約されている方</li> </ul> </li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上最長5年</li> </ul>
取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年4月2日（月）～平成31年3月29日（金）</li> </ul>
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。</li> <li>掛込周期は1か月とします。</li> <li>預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。</li> <li>1回あたり1万円以上。ただし、契約額（掛金×積立回数）300万円を限度とします。※「子育て応援定期積金」との重複は不可とします</li> <li>1円単位</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。</li> </ul>
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約時の店頭表示金利に年利0.1%を上乗せし満期日まで適用します。</li> <li>満期日以後に一括して支払います。</li> <li>計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に上乗せ後の約定利回りを乗じて計算をします。</li> <li>20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。なお、復興特別所得税は平成49年12月31日までの適用となります。</li> <li>金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。</li> </ul>
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通貯金等からの自動振替による払込ができます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率</li> <li>(2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{契約時の約定利回り} \times 60\% \\ \text{ただし、解約日における普通貯金} \\ \text{利率を下限とします。} \end{array} \right]</math> </li> </ul> </li> </ul>
貯金保険制度（公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部（電話：042-559-5111）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、東京都農業協同組合中央会が設置・運営する東京都JAバンク相談所（電話：042-528-1358）でも、苦情</p>

	<p>等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="453 226 1444 495"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td> <td>9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>																
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱期間中に急激な金利の変動があった際には、募集の打切り、金利の見直しを行う場合がございます。</li> </ul>																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aあきがわ